

学校施設バリアフリー化推進指針

- 平成15年のハートビル法の改正において、学校施設が新たにバリアフリー化の努力義務の対象として位置付けられたほか、「障害者基本計画」において、学校施設のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくり、ものづくりを推進することが求められた。
- 文部科学省では、有識者会議を設置し、平成16年、学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方及び計画・設計上の留意点を「学校施設バリアフリー化推進指針」としてとりまとめた。
- 令和2年、バリアフリー法の改正等も受けて、文部科学省において有識者会議を設置し、「学校施設バリアフリー化推進指針」を改訂した。

第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

- 1 学校施設のバリアフリー化等の視点
 - ・ 障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように配慮
 - ・ 学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮
 - ・ 運営面でのサポート体制等との連携を考慮
 - ・ 地域住民の学校教育への参加と生涯学習の場としての利用を考慮
 - ・ 災害時の応急避難場所となることを考慮
- 2 既存学校施設のバリアフリー化の推進
 - ・ 関係者の参画と理解・合意の形成
 - ・ バリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定
 - ・ 計画的なバリアフリー化に関する整備の実施

第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

以下の3つに分類して提示

- ・ 安全かつ円滑に利用できる施設を整備する観点から標準的に備えることが重要なもの
- ・ より安全に、より便利に利用できるように備えることが望ましいもの
- ・ 施設利用者の特性や施設用途等に応じて付加・考慮することが有効なもの



第1章 学校施設のバリアフリー化等に関する基本的な考え方

1 学校施設のバリアフリー化等の視点

(主な改訂内容)

- ・ インクルーシブ教育システムの理念を構築し、障害のある児童生徒等の教育環境を充実していく重要性を明記。
- ・ バリアフリー法改正を踏まえ、**既存施設も含めた学校施設のバリアフリー化を一層推進**していく重要性を明記。
- ・ **校舎や屋内運動場などの建物内部はもとより、敷地内の経路等も含めたバリアフリー化**の重要性を明記。
- ・ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習の円滑な実施への配慮の重要性を明記。
- ・ 「社会に開かれた教育課程」の実現や地域とともにある学校づくりを進めていくためにも、様々な人々が利用することを考慮した計画とすることの重要性を明記。
- ・ 良好な避難生活など求められる防災機能を発揮できる学校施設として計画することの重要性とともに、**屋内運動場も含めた学校全体のバリアフリー化**の重要性を明記。

第1章 学校施設のバリアフリー化等に関する基本的な考え方

2 既存学校施設のバリアフリー化の推進

(主な改訂内容)

- ・ バリアフリー化の整備計画の策定に際し、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することの有効性を明記。
- ・ バリアフリー化の整備計画の策定に際し、学校施設のバリアフリー化の現状に加え、配慮を要する児童生徒や教職員の在籍状況、避難所の指定状況等を調査し、安全かつ円滑な利用に対する障壁を的確に把握すること、重点的・優先的に対応すべき施設・設備を明確化し整備目標を設定すること等の重要性を明記。
- ・ 学校施設の長寿命化改修の機会の活用を含めて、バリアフリー基準に適合するよう整備することが望ましいこと、迅速に段階的整備を進める観点から小修繕や既製品を用いること等の有効性を明記。

第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

1 計画・設計上の基本的留意事項

(主な改訂内容)

- ・関係者の参画と理解・合意の形成の観点から、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することの有効性を明記。
- ・学校施設のバリアフリー化に関する整備に際して、重点的・優先的に対応すべき施設・設備を明確化した上で、適切な整備目標を設定することの重要性を明記。
- ・安全かつ円滑に利用するためには日常の点検・補修や定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることの重要性を明記。
- ・施設のバリアフリー化等が利用者の特性やニーズに的確に対応した仕様等になっているか、その状況について点検し検証することの重要性を明記。
- ・このほか、使いやすく、安全で快適な各室計画となるよう、教室等の計画や、移動しやすい屋内の通路、円滑に利用できる階段、トイレの洋式化、車椅子利用者用トイレ、出入口の整備など、計画・設計上の留意点を追記。

公立学校施設のバリアフリー化に関する国庫補助

1. 整備の必要性

- バリアフリー法の一部改正に伴い既存学校施設を含めてバリアフリー化の一層の取組が求められている。
- 身体的障害を持つ児童生徒等の教育の機会均等を保障するためには、建物の建替えや全面改修のタイミングによらず対応する必要がある。

2. 制度改正の概要

大規模改造（障害児等対策）の国庫補助算定割合を1/3から1/2へ引上げ

<工事内容>

- ・エレベーター・自動ドア・スロープ等を設置する工事
- ・障害を有する教職員等が勤務する学校で特に必要と認められる工事 等

補助対象事業費：下限額 400万円、上限額 2億円

<引上げの対象>

- ・対象校：小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校
- ・算定割合：1/2（※）

※保有面積が2,000㎡未満の学校及び幼稚園は1/3



既存校舎に増築したエレベーター棟

文部科学省における更なる取組

○公立小中学校等施設のバリアフリー化加速化セミナー（令和3年10月～）

行政説明及び有識者講演の動画を、動画配信サイト上で配信・公開した。

（公開URL）<https://www.youtube.com/playlist?list=PLptIfvukPumKBAIbWhqB0woYwr2IMqIrlL>



○公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する相談窓口（令和3年11月～）

文部科学省に学校施設のバリアフリー化に関する相談窓口を設置し、学校設置者等からの相談をウェブサイト上で受け付ける。

整備目標、補助制度等の一般的な質問について文部科学省担当者から回答・助言するだけでなく、整備上の専門的・技術的な質問にも、有識者から回答・助言を行う。

（公開URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_01692.html



既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化が着実かつ迅速に進められるよう、引き続き、学校設置者を積極的に支援

※ 今後の取組として下記の内容を実施予定

学校施設のバリアフリー化に関する好事例をまとめ横展開、整備計画の策定状況やバリアフリー化の状況のフォローアップ・公表 等